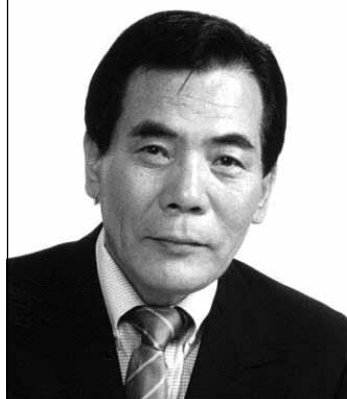


イメージ
うらはら1ジ
社会福祉
の凄さ

そして、
今、
「社協」が
熱い



みやけ こうぞう
三宅 耕三

本会 監事
沖縄女子短期大学 講師

「社会福祉」(Social Service、Social Welfare)という言葉のイメージはとても柔和ですが、同時に未来志向を秘めた個性の強い言葉との印象をもっています。

筆者がこの得体の知れない(中身のわからない)言葉に初めて出会ったのは50年ほど前の中学校の教科書(社会)でした。

憲法25条1項「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」2項「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と記されています。この条文の目的は国民の生活を脅かす危険に備え、健康で文化的な生活を確保することです。換言すれば、基本的人権である生存権としての生活の保障であり、具体的には、社会保険、社会扶助(社会福祉はここに含まれる)等による貧困と病気に対する備えが基本となっています。(こんな小むずかしいことがわかるようになったのは大人になってからです)。

他方、広辞苑によると、社会とは「相よって生活する」「同流の仲間」とあります。次に、福祉の項を覗くと「幸福」「公的扶助による向上、安定」との意味が記されており、慈善、慈善事業とは違った社会・国の責任とした社会事業、社会福祉事業、社会政策と深く結びついていることがわかりました。

とはいえ、言葉の意味と憲法25条から「社会福祉」が完全に理解できているかといえば、けっしてそうではありません。ドアをノックして玄関に佇んだところでしょうか。部屋に

入るのはこれからといったところです。

マクロで見れば、社会福祉の定義や内容がこの60年のあいだに漸次変化していることも、社会福祉というコンセプトをいまだに正確に把握できない理由かもしれません。（これは言い訳にすぎません。筆者の不勉強が要因です。）

かつて、コーエン（E. W. Cohen）は「社会福祉とは普通ある特定の社会層に向けられた活動であって、無条件的に総ての人びとに適用されるものではない。社会福祉の目的は、個人、集団または階層間の不平等を修正し、特定社会の生活環境からみて、生活の最低条件を失っている人びとや集団に適切な措置を講ずる…社会的調整の一形式である」（1944年）と定義しています。

コーエンの言う「特定の社会層」が社会福祉の対象者でした。その対象者とは生活困窮（生活保護法）、児童・保育（児童福祉法）、婦人・母子（母子及び寡婦福祉法）、身体障がい者（身体障害者福祉法）、知的障がい者（知的障害者福祉法）、老人（老人福祉法）でした。つまり、福祉六法に謳われる人びとが主たる該当者であり、いわゆる、特定の社会層とは「社会的弱者」をさしています。

このように第二次世界大戦後の日本国憲法（1947年施行）、社会保障制度審議会による「社会保障制度に関する勧告（1950年）」からみた社会福祉事業の対象者は「正常な一般生活者水準より脱落、背離し、又はそのおそれのある不特定の個人又は家族」と解釈されています。コーエンの定義と同様に、当時と

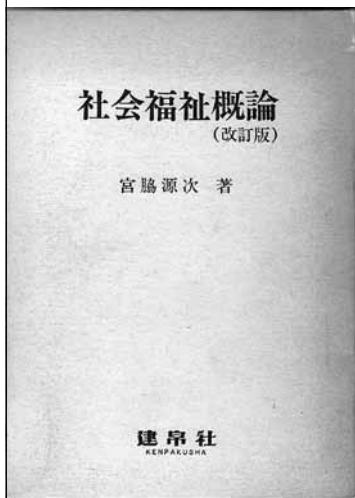
してはこの考えが当たりまえでした。しかし、この60年間社会福祉の理念・形態・内容の範囲は、その時代的背景や国の政治・経済・文化等諸背景により必ずしも一定したとらえかたがあるわけでもなく、定義そのものが揺らぎ、固定されていません。今日、社会福祉は広義と狭義とに解釈されています。広義では、全国民を対象に貧困の予防と救済、最低生活の保障にとどまらず、社会全体の福祉向上をめざす幅広い社会的諸制度をさしています。いわゆる社会保障は社会福祉に包摂^{ほうせつ}されます。狭義では、社会事業や社会福祉事業と同義語として使用されています。

戦後10数年を経て日本経済は高度成長期を迎えます。当時の池田勇人首相が公約としてかかげた「所得倍増計画」[※]は見事な花を開き、国民総生産（GNP・今ように言えばGDPでしょうか）は増大し続けます。いわゆる「国民総中流」の時代が到来したのです。（ほとんどの国民が自分は「中流」と口では言っていました。本心は「中の上」を意識していたと思います。まさに、心うらはらでした。）

とはいえ、前述した狭義の社会福祉の恩恵を受けなければならない人びとがいたことも事実であります。その人びとにとってのセーフティネットである福祉サービスは原則申請主義であるため、好むと好まざるに関わらず、サービス受給者は選別されることになります。

つまり、選別されるということは「社会的弱者」の烙印（Stigma）を押され、恥辱感を味わう儀式を踏むことでセーフティネットが

※「所得倍増計画」1960年、池田内閣の下で策定された長期経済計画である。この計画では翌1961年からの10年間に実質国民所得（国民総生産）を26兆円に倍増させることを目標に掲げたが、その後日本経済は驚異的に成長した。



守られる命がけのシステムでした。(法律とはこんなに厳しいものなのですね)。

かつてはこの考えかたが、社会福祉のすべてであり、防貧、救貧の一つの対策とし利

用されてきました。(筆者の怠慢により途中の説明省略、中抜きとします。この後昨今の事情に入ります。)

しかし、昨今の「福祉」という名の福祉サービスには慈善的、防貧的、救貧的要素がみられない内容も多くなりつつあります。例えば、「サロン活動…子育て、障がい者、老人等」「配食サービス」「移送サービス」「消費者問題被害防止対策」等のサービス供給は万人共通の生活課題であって、これらのサービスにかつての社会福祉特有の負のイメージは微塵も感じません。

このようにみると、今日の社会福祉の一部は特別な問題としてとらえるのではなく、日常生活上の課題(生活課題)であって、地域の課題としてとらえる傾向が強くなってきています。別言すれば、行政の手の届かない福祉業務ともいえます。とするならば、自治会や町内会でもこれらの生活課題を解決することは可能ともいえます。ただ、これらグループが時宜的、内容的に住民の課題を完全に解決することができるかとい

えば、それは容易ではありません。

前述した狭い意味の社会福祉は不公平感を取り除くことと、生存権を守ることが最重要課題であるから国が統一的に実践することが望ましい。それに対し、昨今のマイナスイメージをもたない地域の福祉的問題を解決するには、地域の実情に即した市区町村単位の地域福祉がベストと考えられます。つまり、課題によって福祉サービスの供給は分けられています。

社会福祉法1条(目的)に全分野の社会福祉は地域福祉を基本的展開方法とすることを明らかにしています。さらに、地域福祉の推進における地域福祉内容については「社会福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として、日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする。そして、その推進、担い手を地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力して地域福祉の推進に努めなければならない。(法4条・努力義務)」と定めています。

この条文をみると、地域福祉実現のためにはボランティア、行政機関、社会福祉関係者等が協働して実践することが求められています。具体的には地域の社会福祉協議会や民生委員・児童委員が地域福祉実践の先導役として手をふることを望ましいとされています。

当然といえば当然ですが、筆者が36年にわたり住み続けている丸亀市にも社会福祉協議会(通称・社協)があります。1960年に

創設された旧・丸亀市社会福祉協議会（現・丸亀市社会福祉協議会は旧・丸亀市、飯山町、綾歌町の3社会福祉協議会が新設合併して2005年成立した組織です。）の当初事業は心配ごと相談、助け合い金庫、奨学金貸付事業、助産院（1982年まで）の4つがおもでした。その後、新・旧丸亀市社会福祉協議会は乳幼児・児童事業、心身障がい児（者）事業、高齢者事業と介護保険制度施行にともなう各種の介護関連事業、そして今日的生活課題が続き、実践されています。

現在の丸亀市社会福祉協議会定款によると、「この社会福祉法人（以下＜法人＞という）は丸亀市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。（第1条）」このことをわかり易くいえば、「地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的としています。その活動をとおして、心ふれあう＜福祉のまちづくり＞をすすめています。」と丸亀市社会福祉協議会のリーフレットにさりげなく記されています。

そして、第2条に15項目の事業が定められています。（現在の丸亀市社会福祉協議会の仕事の範囲なのですべてここに書きます。）

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、

普及、宣伝、連絡、調整及び助成

- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 老人居宅介護等事業の経営
- (8) 障害福祉サービス事業の経営
- (9) 老人デイサービス事業の経営
- (10) 福祉サービス利用援助事業
- (11) 福祉に関する相談事業
- (12) 生活福祉資金貸付
- (13) 小口資金貸付
- (14) ボランティア活動事業
- (15) その他この法人の目的達成のため必要な事業

以上の規定された事業のみで社会福祉協議会の仕事をとらえると、「サロン活動」「ファミリー・サポート・センター」「生活支援配食サービス事業」「ふくしフェスティバルの開催」等のポジティブな事業活動は見えてこないが、現在の社会福祉協議会の事業には定款第2条(15) その他…に組み込まれ、心ふれあう「福祉のまちづくり」が着実に進められています。

このように今日の丸亀市社会福祉協議会の事業は、設立された当初（旧・丸亀市社会福祉協議会のこと）とは大きく変容しています。その要因は、高齢化社会の到来、少子化現象、地域社会のコミュニケーション不足、共働き家庭の増大、女性の地位向上、核家族化、住

民ニーズの多様化・高度化、住民参加の多様化、介護保険制度の導入等が挙げられます。

これらの社会事情・経済事情に合わせるように地域住民のニーズに合ったさまざまな事業が展開されています。社会福祉のコンセプトを固定する必要はありません。これでよいと思います。かつて、「社会福祉」と言えば、即、負のイメージとの印象でしたが、丸亀市をはじめ各市区町村の社会福祉協議会の定款目的のごとく、地域が抱えているさまざまな福祉・生活問題をみんなで協力して解決を図るプラスの事業が多くみられるようになってきました。このような考えかたが「社会福祉」という言葉の本質なのか、それとも「社会福祉」は横道にそれているのか、固陋な思考力の筆者には判断が付きません。社会福祉に蘊蓄のある先生がたの考えを待つことにします。

以上のように、学問的展開を別にすれば新・旧合わせた丸亀市社会福祉協議会の半世紀の流れ（変遷）をみると時代のニーズを先取りした事業を展開していることがわかります。（本誌、社協のあゆみを参照してください。）

これからの50年、社会福祉協議会はど

うあるべきかですが、その答えはひとつしかありません。これまで通り、地域に生じる福祉課題（法に基づく）と行政の手が届きそうもないニッチな生活課題の解決に熱く取り組み、住民が住みやすい町づくりのお手伝いをする事です。まさに、丸亀市社会福祉協議会がめざす「福祉のまちづくり」そのものです。旧・丸亀市社会福祉協議会が設立されて半世紀、戦後の憲法に謳われた「社会福祉」が市民のなかに溶け込み、そのパワーが住民の「幸せ」に大きく貢献しています。これからも社会福祉協議会関係者のみなさん、宜しくお願いします。

「編集後記」的に俯瞰すれば、「社会福祉」そのもののイメージはひ弱い感じですが、中身は意外と力強く、そのパワーに驚愕しています。今は、国の政治・経済・文化等によって社会福祉の理念・形態・内容などが決められていますが、今後は各市区町村の地域福祉がこの国の社会福祉の行く末を決める時代がやってくることを期待しています。

「侮るなかれ社会福祉」「恐るべき丸亀市社会福祉協議会」、こうあって欲しいとの熱い（あつ〜い）願いをこめて。

（丸亀市社会福祉協議会監事・市内在住）

（了）

<参考文献>

- 1) 「社会福祉概論」 宮脇源次 建帛社 1984
- 2) 「社会福祉協議会活動の手引き」 丸亀市社会福祉協議会 2001
- 3) 「丸亀市社会福祉協議会定款」 2006
- 4) 「社協関係業務資料集」 2008
- 5) 「丸亀市社会福祉協議会資料」 ふれあいネットワーク 2009
- 6) 「市区町村社協 新任事務局長研修会資料」 全国社会福祉協議会 2010
- 7) 「全社協 福祉ビジョン2010 検討資料」 香川県社会福祉協議会 2010

以上